

神戸町新型インフルエンザ等対策行動計画

令和8年（2026年）3月改定

神戸町

目次

はじめに

| | |
|---------|---|
| 1 改定の目的 | 1 |
| 2 改定の概要 | 2 |

第一 新型インフルエンザ等対策特別措置法と町行動計画

| | |
|--------------------------|---|
| 1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等 | 3 |
| （1）感染症危機を取り巻く状況 | 3 |
| （2）新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定 | 3 |
| 2 神戸町新型インフルエンザ等対策行動計画の概要 | 5 |

第二 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

| | |
|--------------------------------|----|
| 1 目指すべき姿 | 6 |
| 2 対策の基本的な考え方 | 7 |
| （1）新たな感染症危機の想定 | 7 |
| （2）対策の基本的な考え方 | 7 |
| 3 対策推進のための役割分担 | 8 |
| （1）国 | 8 |
| （2）地方公共団体 | 8 |
| （3）医療機関 | 9 |
| （4）指定（地方）公共機関 | 10 |
| （5）登録事業者 | 10 |
| （6）一般の事業者 | 10 |
| （7）住民 | 11 |
| 4 感染症危機における有事のシナリオ | 12 |
| 5 主な対策項目 | 14 |
| 6 実効性確保 | 14 |
| （1）EBPM の考え方に基づく政策の推進 | 14 |
| （2）新型インフルエンザ等への備えの機運（モメンタム）の維持 | 14 |
| （3）訓練の実施 | 15 |
| （4）定期的なフォローアップと必要な見直し | 15 |
| 7 対策実施上の留意事項 | 16 |
| （1）基本的人権の尊重 | 16 |
| （2）危機管理としての特措法の性格 | 16 |
| （3）感染症危機下の災害対応 | 16 |
| （4）記録の作成や保存 | 16 |

第三 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組み

| | |
|------------------------|----|
| 1 実施体制 | 17 |
| （1）準備期 | 17 |
| （2）初動期 | 19 |
| （3）対応期 | 20 |
| 2 情報提供・共有、リスクコミュニケーション | 22 |
| （1）準備期 | 22 |
| （2）初動期 | 23 |
| （3）対応期 | 25 |
| 3 まん延防止 | 26 |
| （1）準備期 | 26 |
| （2）初動期 | 27 |
| （3）対応期 | 28 |
| 4 予防接種 | 29 |
| （1）準備期 | 29 |
| （2）初動期 | 33 |
| （3）対応期 | 34 |
| 5 保健 | 37 |
| （1）準備期 | 37 |
| （2）初動期 | 37 |
| （3）対応期 | 38 |
| 6 物資 | 39 |
| （1）準備期及び初動期 | 39 |
| （2）対応期 | 39 |
| 7 住民生活及び社会経済活動の安定の確保 | 41 |
| （1）準備期 | 41 |
| （2）初動期 | 42 |
| （3）対応期 | 43 |
| 用語集 | 46 |

はじめに

1 改定の目的

2020年（令和2年）1月に我が国で最初の新型コロナウイルス感染症（COVID-19）（以下「新型コロナ」という。）の感染者が確認され、同年2月26日に岐阜県内で最初の感染者が確認された。その後、同年4月には町内においても最初の感染者が確認され、感染が拡大する中で、住民の生命及び健康が脅かされ、住民生活及び社会経済活動は大きく影響を受けることとなった。

町では、この未曾有の感染症危機において、次々と変化する事象に対し、県や地域の関係機関等と情報や状況を共有し、緊密な連携を図りつつ対応に取り組むことで、幾度もの困難を乗り越えてきた。

今般の新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）の改定は、新型コロナ対応で明らかになった課題や、これまでの関連する法改正等も踏まえ、新型インフルエンザや新型コロナ以外も含めた幅広い呼吸器感染症等による危機に対応できる社会を目指すものである。

県においても、政府行動計画が改定されたことを受け、県における新型コロナ対応の経験を踏まえ、岐阜県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）が改定された。

今般、政府行動計画及び県行動計画が改定されたことを受け、町行動計画を改定する。

今後、この新たな町行動計画に基づき、感染症危機に対する平時の備えに万全を期すとともに、有事においては、感染症の特徴や科学的知見を踏まえ、迅速かつ着実に必要な対策を実施していく。

*新型コロナウイルス感染症（COVID-19）とは

病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（2020年（令和2年）1月に、中華人民共和国から世界保健機関（WHO）に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるもの。

2 改定の概要

町行動計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（2012年（平成24年）法律第31号。以下「特措法」という。）第8条の規定により、県行動計画に基づき策定するものであり、また、感染症有事に際して迅速に対処を行うため、あらかじめ有事の際の対応策を整理するとともに、平時の備えの充実を図るものである。

町では、特措法の制定を機に、2013年（平成25年）12月に策定された県行動計画を踏まえ、2015年（平成27年）3月に町行動計画を策定した。その後、国や県が行う検証や見直しにより改正を行ったが、今般、新型コロナ対応における経験やその間に行われた関係法令等の整備等を踏まえ、策定して以来初めてとなる抜本改正を行う。

【主な改正内容】

- ・ 対象とする感染症を、新型インフルエンザや新型コロナ以外の幅広い呼吸器感染症を念頭に置いた上で、対応フェーズを大きく準備期、初動期、対応期の3期に分け、特に準備期の取組みを充実させる。
- ・ 対策項目をこれまでの6項目から7項目に拡充し、感染が長期化する可能性も踏まえ、複数の感染拡大の波への対応やワクチン・治療薬の普及等に応じた対策の機動的な切替えについても明確化する。
- ・ 実効性を確保するため、計画の実施状況のフォローアップや定期的な見直しを行うとともに、国や県等と協力し、多様な主体の参画による実践的な訓練を実施する。

第一 新型インフルエンザ等対策特別措置法と町行動計画

1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等

(1) 感染症危機を取り巻く状況

近年、地球規模での開発の進展により、開発途上国等における都市化や人口密度の増加、未知のウイルス等の宿主となっている動物との接触機会の拡大が進んでおり、未知の感染症との接点が増大している。また、グローバル化により各国との往来が飛躍的に拡大しており、こうした未知の感染症が発生した場合には、時を置かずして世界中に拡散するおそれも大きくなっている。

これまでも重症急性呼吸器症候群（SARS）やジカウイルス感染症等の感染拡大が発生し、さらには2020年以降、新型コロナウイルスが世界的な大流行（パンデミック）を引き起こす等、新興感染症等は国際的な脅威となってきた。

引き続き世界が新興感染症等の発生のおそれに直面していることや、感染症危機が広がりやすい状況に置かれていることを改めて認識する必要がある。

しかし、こうした新興感染症等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、発生そのものを阻止することは不可能である。このため、平時から感染症危機に備え、より万全な体制を整えることが重要である。

また、パンデミックを引き起こす病原体として人獣共通感染症であるものも想定される。パンデミックを予防するためにも、「ワンヘルス」の考え方により、ヒトの病気等に注目するだけでなく、ヒト、動物及び環境の分野横断的な取り組みが求められ、このワンヘルス・アプローチの推進により、人獣共通感染症に対応することも重要な観点である。

このほか、既知の感染症であっても、特定の種類の抗微生物薬が効きにくくなる又は効かなくなる薬剤耐性（AMR）を獲得することにより、将来的な感染拡大によるリスクが増大するものもある。こうしたAMR対策等にも着実に取り組み、将来的な感染拡大によるリスクを軽減していく観点も重要である。

*ワンヘルス・アプローチとは

人間及び動物の健康並びに環境に関する分野横断的な課題に対し、関係者が連携してその解決に向けて取り組むこと。

(2) 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとは抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。この新型インフルエンザに対して、ほとんどの人が免疫を獲得していないため、パンデミックとなり、大きな健康被害とこれに伴う

社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、コロナウイルスのような既知の病原体であっても、変異等により抗原性が変化した感染症や未知の感染症である新感染症についても、同様に、その感染性の高さから、社会に大きな影響を及ぼす可能性がある。

特措法は、こうした病原性が高い新型インフルエンザ等感染症、同様に危険性のある指定感染症及び新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的としている。

また、国、地方公共団体、指定（地方）公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置、まん延防止等重点措置や緊急事態措置等の特別な措置を定めたものであり、感染症法等と相まって、万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

[特措法の対象となる新型インフルエンザ等]

特措法の対象となる新型インフルエンザ等は、国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、全国的かつ急速にまん延し、かつ、病状の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあるものであり、具体的には、以下のものをいう。

- ① 新型インフルエンザ等感染症（感染症法第6条第7項）
- ② 指定感染症：当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの（感染症法第6条第8項）
- ③ 新感染症：全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの
(感染症法第6条第9項)

2 神戸町新型インフルエンザ等対策行動計画の概要

町行動計画は、特措法第8条の規定により、県行動計画に基づき策定するものであり、感染症有事に際して迅速に対処を行うため、あらかじめ有事の際の対応策を整理するとともに、平時の備えの充実を図るものである。

また、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナ以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

したがって、有事においては、国が作成する基本的対処方針（特措法第18条第1項に規定する基本的対処方針）、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、県内及び町内の感染状況、専門家による科学的知見等を踏まえ、県や関係機関と連携を図りつつ町としての対応方針や実施すべき対策を決定し、その決定に従い、県、町、医療機関、事業者、住民一人ひとりがそれぞれの役割等を共通に理解し、一体となって対応していくこととなる。

また、町行動計画では、県行動計画と連結した行動をとるため、県行動計画で定められた基準となるべき事項を踏まえ、町の実情に応じた対策を定める。

[町行動計画策定の経緯]

特措法が制定される以前からも、我が国では新型インフルエンザにかかる対策に取り組んでいた。2005年には、「世界保健機関（WHO）世界インフルエンザ事前対策計画」に準じた「新型インフルエンザ対策行動計画」が作成され、県においても2005年（平成17年）12月に、「岐阜県新型インフルエンザ対策行動計画」が策定された。

その後、新型インフルエンザ（A/H1N1）対応を受けて特措法が施行され、2013年（平成25年）10月には、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や政府行動計画を踏まえた新たな県行動計画が策定された。

本町においても、2015年（平成27年）3月、政府行動計画や県行動計画を踏まえ、町が実施する具体的対策である町行動計画を策定し、新型インフルエンザ等の発生による被害を最小限にし、住民生活の安全・安心の確保を図るための対策を講じてきた。以来、状況に応じて改定を行い、現在に至っている。

第二 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

1 目指すべき姿

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、病原性が高く、まん延のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、住民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねない。

今回の町行動計画の改定では、こうした状況を念頭に置きつつ、5年の長きにわたる新型コロナ対応で得た知見や教訓を活かし、次の2点を主たる目標に据え、新型インフルエンザ等の対策を推進していくものとする。

目標1 感染拡大の抑制による住民の生命及び健康の保護

- ・ 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造等のための時間を確保する。
- ・ 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、医療提供体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

目標2 住民生活及び社会経済活動に及ぼす影響の最小化

- ・ 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、住民生活及び社会経済活動への影響を軽減する。
- ・ 住民生活及び社会経済活動の安定を確保する。
- ・ 地域での感染対策等により、欠勤者等の数を減らす。
- ・ 事業継続計画の作成や実施等により、医療の提供の業務又は住民生活及び社会経済活動の安定に寄与する業務の維持に努める。

2 対策の基本的な考え方

(1) 新たな感染症危機の想定

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要がある。また、過去の新型インフルエンザや新型コロナの経験等を踏まえると、特定の事例に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。

したがって、町行動計画では、新型インフルエンザや新型コロナを念頭に置きつつも、それら以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性や中長期的に数次にわたり感染の波が生じる可能性も想定する。

(2) 対策の基本的な考え方

町行動計画は、政府行動計画や県行動計画と整合性を保ちながら、町の実情に応じて様々な状況に対応できるよう、対策を示すものである。

その上で、国が示す科学的知見を踏まえ、地理的な条件、少子高齢化、社会インフラの状況、医療提供体制等を考慮しつつ、各種対策を総合的かつ効果的に組み合わせ、全体のバランスを図るとともに、その時々々の状況に応じ、新型インフルエンザ等の発生前から流行が終息するまでの一連の対応の流れを確立する。

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、病原体の性状、流行の状況、地域の特性その他の状況を踏まえ、人権への配慮、対策の有効性や実行可能性、対策そのものが住民生活及び経済活動に与える影響等を総合的に勘案し、実施すべき対策を決定する。

住民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制等、医療対応以外の感染対策と、ワクチンや治療薬等を含めた医療対応を組み合わせる総合的に行うことが必要である。

特に医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込む等の対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療提供体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、県、町及び指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があり、住民一人ひとりが、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄等の準備を行うことが必要である。新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いやマスク着用等の咳エチケット等、季節性インフルエンザ等呼吸器感染症に対する対策が基本となる。特に、ワクチンや治療薬が無い可能性が高い新興感染症が発生した場合は、公衆衛生対策がより重要である。

3 対策推進のための役割分担

(1) 国

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。また、国は、WHO等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組む。

また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努めるとともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。国は、こうした取組み等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。

国は、新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努める。

また、国は、新型インフルエンザ等対策閣僚会議（以下「閣僚会議」という。）及び閣僚会議を補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の枠組みを通じ、政府一体となった取組みを総合的に推進する。

特措法第2条第5号に規定する指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

国は、新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力的に推進する。

その際、国は、推進会議等の意見を聴きつつ、対策を進める。また、国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

(2) 地方公共団体

地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

① 県

県は、特措法及び感染症法、岐阜県感染症対策基本条例に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、感染症対策を

総合的かつ計画的に実行し、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に関する確な判断と対応が求められる。

このため、平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結するほか、民間検査機関又は医療機関と平時に検査等措置協定を締結する等、医療提供体制や検査実施体制を構築し、また、保健所、宿泊療養等の対応能力についても計画的に準備を行う。感染症有事の際には、こうして構築した体制に迅速に移行し、感染症対策を実行する。

また、感染症対策の実施にあたっては、医療はもとより、産業、福祉、スポーツ、文化、教育等の各分野に十分配慮し、医療機関、事業者、県民等の理解と協力を得ることが重要である。そのため、感染症対策を県政の最重要課題の一つとして位置付け、予算、人員等を重点的に配分し、これに取り組む。

さらには、市町村が行うその区域の実情に応じた感染症に関する施策を支援するよう努めるほか、市町村との緊密な連携を図るとともに、感染症対策を県の区域を超えた広域的な見地から総合的に実施するため、国及び他の都道府県と協力する。

これらにより、平時から関係者が一体となって、医療提供体制の整備や新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための取組みを実施し、PDCAサイクルに基づき改善を図る。

② 町

町は、住民に最も近い行政単位であり、住民に対する感染症のまん延防止対策、住民に対するワクチン接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者の把握への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。

対策の実施にあたっては、県や近隣の市町村と緊密な連携を図る。また、国及び県が役割となる各種感染症対策に関し、実施の要請があったときは適宜協力する。

(3) 医療機関

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、県と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具を始めとした必要となる感染症対策物資等の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた、業務継続計画の策定及び連携協議会等を活用した地域の関係機関との連携を進めることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行い、感染症が疑われる者に対する診療、感染症の患者に対する医療の提供その他の必要な措置を講ずるよう努める。

*感染症対策物資とは

感染症法第53条の16 第1項に規定する医薬品、医療機器、個人防護具、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資及び資材。

(4) 指定（地方）公共機関

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

新型インフルエンザ等対策を実施するにあたっては、県及び市町村と連携・協力し、その的確かつ迅速な実施に万全を期すよう努める。

*指定（地方）公共機関とは

新型インフルエンザ等対策特別措置法（特措法）に基づき、都道府県知事が指定する、都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療などの公益的事業を営む法人や、地方道路公社、地方独立行政法人などの公共的施設を管理する法人のこと。

(5) 登録事業者

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める。

(6) 一般の事業者

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、その事業の実施に関し、職場や自己の管理する施設又は場所における感染症の予防及び拡大の防止について必要な措置を講ずるとともに、感染症対策に協力することが求められる。

住民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフル

エンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められるため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等、対策を行う必要がある。

(7) 住民

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、感染症の予防及び拡大の防止に十分な注意を払い、平時からの健康管理に加え、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種等の実施されている対策についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するとともに、行政機関、医療機関、事業者等が実施する感染症に関する対策に協力するよう努める。

さらには、感染者やその家族、所属機関、医療従事者、様々な事情によりマスク着用やワクチン接種ができない方、文化や風習が大きく異なる外国人住民等に対する偏見・差別等をなくすため、感染症に関する正しい知識の習得や多様性の理解に努める。

4 感染症危機における有事のシナリオ

新型インフルエンザ等対策の各対策項目については、予防や事前準備の部分（準備期）と、発生後の対応のための部分（初動期及び対応期）に大きく分けた構成とする。

感染症の特徴、感染症危機の長期化、状況の変化等に応じて幅広く対応するため、特に対応期については、以下のように区分し、時期ごとの対応の特徴も踏まえ、柔軟かつ機動的に感染症危機対応を行う。

なお、町行動計画における各段階については、県行動計画に合わせたものとする。

① 準備期（発生前の段階）

平時から県と連携し、地域における医療提供体制の整備、抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄、住民に対する啓発、町及び事業者等による事業継続計画等の策定、DXの推進や人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検及び改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要である。

② 初動期：A（国内で発生した場合を含め世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階）

国において感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知して以降、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間、県においては、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）に関する情報を収集し、関係者間で共有するとしている。

また、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するとしているため、町は県の対応を踏まえ、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。

③ 対応期：B（県内の発生当初において、封じ込めを念頭に対応する時期）

県は、県対策本部を設置後、県内の発生当初の病原性や感染性等に関する情報が限られている場合には、国内外における感染動向や過去の知見等も踏まえ、病原性や感染性等が高い場合のリスクを想定し、患者の入院措置、抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染リスクのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を検討するとしている。さらに、病原性に応じて、不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等の強力な対策を講じ、感染拡大のスピードをできる限り抑え、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するとしている。

その後も、常に新しい情報を収集・分析の上、対策の必要性を評価し、状況の

進展に応じて対策の見直しを行うとしているため、町はこれを踏まえた対応とする。

④ 対応期：C-1（県内及び町内で感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期）

感染の封じ込めが困難な場合は、知見の集積により明らかになる病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間等を考慮しつつ確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波（スピードやピーク等）を抑制するべく、感染拡大防止措置等を講じることを検討する。

町は、国、県、事業者等と連携して、医療提供体制の確保や住民生活及び経済活動の維持のために最大限の努力を行うが、社会の緊張が高まり、変化する状況に対策が必ずしも適合しなくなることも想定し、状況に応じて臨機応変に対処していく。

⑤ 対応期：C-2（その後、ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期）

科学的知見の集積、検査や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化等に合わせて、県の対応を踏まえ、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替える。

ただし、病原体の変異により対策を強化させる必要が生じる可能性も考慮しておく。

⑥ 対応期：D（流行が終息に向かい、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期）

最終的には、ワクチンの普及等による免疫の獲得、病原体の変異及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより特措法によらない基本的な感染症対策（出口）に移行する。

5 主な対策項目

町行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目標である「感染拡大の抑制による住民の生命及び健康の保護」及び「住民生活及び社会経済活動に及ぼす影響の最小化」を達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めるものとする。

それぞれの対策の切替えのタイミングを示し、関係機関等においても分かりやすく、取り組みやすいようにするため、以下の7項目を町行動計画の主な対策項目とする。

- ① 実施体制
- ② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- ③ まん延防止
- ④ 予防接種
- ⑤ 保健
- ⑥ 物資
- ⑦ 住民生活及び社会経済活動の安定の確保

6 実効性確保

(1) EBPM（エビデンス・ベースド・ポリシー・メイキング）の考え方に基づく政策の推進

町行動計画等の実効性を確保して、新型インフルエンザ等への対応をより万全なものとするためには、新型インフルエンザ等対策の各取組みについて、できる限り具体的かつ計画的なものとするのが重要である。

感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えにあたって、対応時はもとより、平時から有事までを通じて、政策効果の測定に重要な関連を持つ情報や統計等のデータを収集・分析し、活用するEBPMの考え方に基づいて政策を実施する。

*EBPMとは

根拠(エビデンス)に基づく政策立案を意味する(Evidence-Based Policy Making の略)。

(2) 新型インフルエンザ等への備えの機運(モメンタム)の維持

新型インフルエンザ等は、いつ起こるか予想できず、いつ起きてもおかしくないものである。このため、自然災害等への備えと同様に、日頃からの備えと意識を高める取組みを継続的に行うことが重要である。

町や住民等が幅広く対応に関係した新型コロナの経験を踏まえ、新型インフル

エンザ等への備えの充実につながるよう、訓練や研修、啓発活動等の取組みを通じて、平時から新型インフルエンザ等への備えを充実させる機運（モメンタム）の維持を図る。

（３）訓練の実施

訓練の実施により、平時の備えについて不断の点検や改善につなげていくことが極めて重要である。町は県と協力し、訓練の実施やそれに基づく点検や改善が関係機関で継続的に取り組まれるよう、働き掛けを行う。

（４）定期的なフォローアップと必要な見直し

町行動計画は、訓練の実施等により得られた改善点や制度改正、新興感染症等について新たに得られた知見等、状況の変化に合わせて、必要な見直しを行うことが重要となる。

こうした観点から、町行動計画等に基づく取組みや新型インフルエンザ等対策に係る人材育成や人材確保の取組みについて、毎年度定期的なフォローアップを行う。

県においては、定期的なフォローアップの結果に加え、国内外の新興感染症の発生の状況やそれらへの対応状況、予防計画や医療計画を始めとする新型インフルエンザ等への対応に関する諸制度の見直し状況も踏まえ、おおむね6年ごとに県行動計画の改定について、必要な検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講じるものとしている。町は、県行動計画の改定を踏まえて、新型インフルエンザ等への備えをより万全なものとするために、必要に応じ、行動計画の見直しを行う。

なお、上記の期間にかかわらず、新型インフルエンザ等が発生し、感染症危機管理の実際の対応が行われ、その対応経験を基に県行動計画等が見直された場合は、必要に応じ、町行動計画について所要の見直しを行う。

7 対策実施上の留意事項

(1) 基本的人権の尊重

町は、新型インフルエンザ等対策の実施にあたっては、基本的人権を尊重することとし、特措法による要請や行動制限等の実施にあたって、住民の自由と権利に制限を加える場合は、第5条の規定により、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

新型インフルエンザ等対策の実施にあたって、法令の根拠があることを前提として、住民等に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

また、感染者やその家族、医療関係者に対する誹謗中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。これらの偏見・差別は、患者の受診行動や感染拡大の抑制を妨げる原因となる可能性がある。また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の人員の士気の維持の観点等からも、防止すべき課題である。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施にあたっては、より影響を受けがちな社会的弱者への配慮に留意する。感染症危機にあたっては住民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないよう取り組む。

(2) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講ずることができるよう制度設計されている。

しかし、新型インフルエンザ等が発生したとしても、病原性の程度や、ワクチンや治療薬等の対策が有効であること等により、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合にもこれらの措置を講ずるものではないことに留意する。

(3) 感染症危機下の災害対応

感染症危機下で地震等の自然災害が発生した場合には、町は、県や国と連携し、発生地域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行う。

なお、複数の災害がほぼ同時に発生する場合や、ある災害からの復旧中に別の災害が発生する場合等、複合災害についてもその可能性を念頭に置き、それぞれの災害における対応について、あらかじめ確認しておく。

(4) 記録の作成や保存

町は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、町対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存・公表する。

第三 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組み

1 実施体制

(1) 準備期

[方向性]

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合は、県及び国の協力を得ながら事態を的確に把握し、町全体で一丸となって取組みを推進することが重要である。

平時から拡張可能な組織体制の編成、人員の調整、縮小可能な業務の整理等、事業継続に向けた準備を進めるとともに、訓練や研修を通じた課題の発見とその改善、有事の対応に向けた練度の向上を図る。

さらには、県行動計画に合わせ、町行動計画のフォローアップを行いながら、状況の変化を捉え、適宜見直しを行う。

1-1 協議・意思決定体制の整備

- ・ 新型インフルエンザ等は、そのウイルスの病原性が高く感染力が強いと、住民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、社会・経済活動の縮小・停滞を招くことが危惧され、町全体の危機管理の問題として取り組む必要がある。そのため、総務課及び健康福祉課が中心となり、全庁一丸となった取組みが求められる。

新型インフルエンザ等の発生前においては、庁内連絡会議を通じて、事前の準備の進捗を確認し、関係部局間の連携を図りながら必要な対策を推進する。

(総務課、健康福祉課、その他全課)

- ・ 町は、県が平時から岐阜県感染症対策基本条例第10条で規定する感染症対策協議会が設置されるまでの間、新型インフルエンザ等の感染症への対策を推進するために設置する市町村、医療関係団体、社会・経済関係団体等で構成する「新型インフルエンザ等対策推進協議会」に参加する。

(総務課、健康福祉課)

1-2 業務執行体制の整備

- ・ 町は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を策定し、必要に応じて改定する。

また、業務継続計画の策定・改定に当たり、県に対し必要な支援を求める。

(総務課、その他全課)

1-3 行動計画の策定・見直し等

- ・ 町は、県行動計画を踏まえ、町行動計画を策定し、必要に応じ見直しを行う。
- ・ 町は、町行動計画の見直しに当たり、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く。
また、町行動計画の策定や見直しに当たり、県に対し必要な支援を求める。
(健康福祉課)

1-4 関係機関等との連携の強化

- ・ 町は、県と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時から訓練等を通して、情報共有、役割分担、連携体制を確認する。
(健康福祉課、関係課)
- ・ 町は、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時から、県、関係団体等との情報共有や意思疎通を通じて、連携体制を強化する。(健康福祉課、関係課)
- ・ 町は、対応期に実施する特定新型インフルエンザ等対策(特措法第2条第2号の2)の事務の代行や職員の応援の具体的な運用方法について、県と事前に調整し、着実な準備を進める。(健康福祉課、総務課、関係課)
- ・ 町は、新型インフルエンザ等の発生に備え、県内の関係機関等と情報交換等を始めとした連携体制を構築する。(健康福祉課、関係課)

1-5 訓練の実施

- ・ 町は、町行動計画の内容を踏まえ、県等とともに新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。(健康福祉課、関係課)
- ・ 町は、県が実施する市町村、関係機関等と連携した実践的な訓練に参加・協力し、新型インフルエンザ等の発生時における実施体制の整備、対応の流れ、各機関間の連携を確認する。(健康福祉課)

(2) 初動期

[方向性]

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合には、事態を的確に把握するとともに、住民の生命及び健康を保護するため、緊急かつ総合的な対応を行う必要がある。

そのため、国内外で新型インフルエンザ等の感染の疑いを把握した場合には、県及び関係機関との情報共有や対策の検討・準備を進める。

また、必要に応じて、町対策本部を設置する等、推進体制を早期に立ち上げ、町及び関係機関における対策の実施体制を強化する。

2-1 協議・意思決定体制の確保

- 町は、県が特措法に基づく対策本部を設置した場合は、必要に応じて、町対策本部の設置を検討し、新型インフルエンザ等対策に係る準備を進める。また、県の対策本部設置に関わらず、必要に応じて、町独自による対策本部の設置を検討する。
(総務課、健康福祉課)

2-2 業務執行体制の確保

- 町は、必要に応じて、準備期 1-2を踏まえ、必要な人員体制への強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。
(総務課、その他全課)
- 町は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事において維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を実行し、住民への行政サービスの低下を最小限に抑える。
(総務課、その他全課)

2-3 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

- 町は、機動的かつ効果的な対策を実施するため、対策に要する経費について国や県の財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて、地方債を発行することを検討し、所要の準備を行う。
(総務課、関係課)

(3) 対応期

[方向性]

特措法に基づく対策本部を設置してから、特措法によらない基本的な感染症対策に移行し、流行状況が収束するまでの間、複数の感染拡大の波や対応の長期化も想定されることから、町及び関係機関における対策の実施体制を持続可能なものとするのが重要である。

そこで、感染症危機の状況や住民の生活及び経済の状況、各対策の実施状況に応じて柔軟に実施体制を強化、又は見直しを行い、柔軟かつ機動的に対策を切り替える。

また、国が特措法によらない基本的な感染症対策に移行する方針を決定した後も、住民の生命及び健康を保護し、並びに暮らしの安定を確保するため、必要に応じて体制を維持する。

3-1 町対策本部の設置等

- 町は、緊急事態宣言がなされた場合は、町行動計画に基づき、直ちに、町対策本部を設置する（特措法第34条第1項）。

なお、緊急事態解除宣言が行われたときは、遅滞なく町対策本部を廃止する（特措法第37条の規定により読み替えて準用する特措法第25条）。

（総務課、健康福祉課、関係課）

【町対策本部の組織構成】

| | |
|------|-------------------|
| 本部長 | 町長 |
| 副本部長 | 副町長 |
| 本部員 | 各部長・課長 |
| 庶務 | 総務課及び健康福祉課・保健センター |

【主な所掌事務】

1. 新型インフルエンザ等の発生動向の把握に関すること。
2. 町内における感染拡大抑制対策と予防対策に関すること。
3. 適切な医療の提供に関すること。
4. 町内発生時における社会機能維持に関すること。
5. 予防接種の実施に関すること。
6. 国、県、関係機関との連携調整に関すること。
7. 住民に対する正確な情報の提供に関すること。
8. その他対策本部の設置目的を達成するために必要なこと。

3-2 総合調整

- ・ 町は、町の区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う（特措法第36条第1項）。
(総務課、健康福祉課)
- ・ 町は、県が行う新型インフルエンザ等対策に関する総合調整等に対して、必要があれば意見の申出を行う（特措法第24条第2項）。
(総務課、健康福祉課)
- ・ 町は、特に必要があると認めるときは、県に対し、県及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等緊急事態措置に関する総合調整を行うよう要請する（特措法第36条第2項）。
(総務課、関係課)
- ・ 町は、特に必要があると認めるときは、県に対し、指定行政機関及び指定公共機関が実施する新型インフルエンザ等緊急事態措置に関する総合調整を国が行うよう要請を行う（特措法第36条第3項）。
(総務課、関係課)

3-3 職員等の派遣・応援への対応

- ・ 町は、新型インフルエンザ等のまん延により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなると認めるときは、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請する（特措法第26条の2）。
(総務課、健康福祉課)
- ・ 町は、町の区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村又は県に対して応援を要請する。
(総務課、健康福祉課)

3-4 必要な財政上の措置

- ・ 町は、国や県からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保し、必要な対策を実施する。
(総務課、関係課)

2 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

(1) 準備期

[方向性]

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、住民、行政、医療機関、事業者等が適切に判断・行動できるよう、リスク情報とその見方を共有することが重要である。

そのため、平時からの普及啓発に加え、可能な限り科学的根拠等に基づいた情報を適時適切に提供・共有し、住民等の感染症に関するリテラシーを高めるとともに、国、県及び町による情報提供・共有が有用な情報源として、住民等から認知され、一層の信頼を得られるよう努める。

また、新型インフルエンザ等が発生した際の円滑な情報提供・共有や、住民等の意識・ニーズを把握する双方向のコミュニケーションについて、その内容や手段、把握した情報の活用方法等を整理しておく。

1-1 平時における住民等への情報提供・共有

- ・ 住民に対する情報提供・共有、リスクコミュニケーションにおいて、町の果たす役割は大きい。町においては、国の取組に関する留意事項等を参考とするほか、他の地方公共団体等の対応も参考にしつつ、地域の実情を踏まえた説明が求められる。

町は、準備期から住民等が感染症危機に対する理解を深めるための情報提供・共有を行い、有用な情報源として住民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努めるとともに、町の特産品やなじみのあるキャラクターなどを利用する等の工夫をすることで、分かりやすく行動変容につながりやすい情報提供・共有を行う。
(健康福祉課、まちづくり戦略課)

- ・ 保育施設や学校、職場等は集団感染が発生する等、地域における感染拡大の起点となりやすいこと、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、教育委員会、福祉関連施設等と連携して、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行う。

また、学校教育の現場を始め、こどもに対する分かりやすい情報提供・共有を行う。
(健康福祉課、教育課、子ども家庭課、関係機関)

1-2 偏見・差別等や偽・誤情報に関する啓発

1) 偏見・差別等に関する啓発

- ・ 町は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所

属機関、医療従事者に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、また、様々な事情によりマスク着用やワクチン接種ができない方等に対しても同様で、こうした偏見・差別等は、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなること等について啓発する。(健康福祉課)

2) 偽・誤情報に関する啓発

- ・ 町は、感染症危機において、偽・誤情報の流布、さらにSNS等によって増幅されるインフォデミックの問題が生じ得ることから、県と相互に連携し、正確な情報を適時適切に提供・共有する。(健康福祉課)

1-3 双方向コミュニケーションの体制整備

- ・ 町は、新型インフルエンザ等の発生時に、住民等からの相談に応じるため、相談窓口等が設置できるよう準備する。(健康福祉課)

(2) 初動期

[方向性]

新型インフルエンザ等の発生又は発生の疑いを踏まえ、感染拡大に備えて、住民等に新型インフルエンザ等の特性や対策等について、状況に応じた的確な情報提供・共有を行い、準備を促す必要がある。

そのため、住民等が可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、迅速に分かりやすく提供・共有する。その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。

また、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について周知を徹底するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、科学的知見等に基づく正確な情報を繰り返し提供・共有することで住民等の不安の解消等に努める。

2-1 迅速かつ一体的な情報提供・共有

- ・ 住民等が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、利用可能な情報媒体を活用し、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。(健康福祉課)
- ・ 個人や事業者のレベルでの感染対策が感染拡大防止にも大きく寄与することを踏まえ、感染状況に応じて、町の各種広報媒体により感染対策の徹底や冷

静な対応を呼び掛ける町長メッセージ等を発出する。

(総務課、まちづくり戦略課、健康福祉課)

- ・ 町は、新型インフルエンザ等の発生状況等に対する住民の理解の増進を図るために必要な情報を県と共有する。(健康福祉課)

2-2 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

1) 偏見・差別等への対応

- ・ 町は、準備期での対応に加え、感染症に対する偏見・差別等を解消し、感染者やその家族、所属機関、医療従事者、障害特性等によりマスク着用やワクチン接種ができない方、文化や風習が大きく異なる外国人住民等の人権が損なわれることが起こらないよう様々な機会を通じて感染症に関する正しい知識の習得や多様性の理解のための普及啓発を行うとともに、ハラスメント等に関する相談対応に努める。(健康福祉課)

2) 偽・誤情報への対応

- ・ 町は、準備期での対応に加え、例えば、ワクチン接種や治療薬・治療法に関する科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等による混乱を回避するため、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、住民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。(健康福祉課)

2-3 双方向コミュニケーションの実施

- ・ 町は、国や県からの要請を受けて、住民等からの相談に応じるための相談窓口等を設置し、国から提供されるQ&A等を活用して適切な情報提供を行う。(健康福祉課)

(3) 対応期

[方向性]

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、リスク情報とその見方の共有等を通じて、住民等が適切に判断や行動できるようにすることが重要である。

そのため、初動期から引き続き、住民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、住民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している正確な情報について、迅速に分かりやすく提供・共有する。その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。

また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することや、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、科学的知見等に基づく正確な情報を繰り返し提供・共有することで住民等の不安の解消等に努める。

3-1 迅速かつ一体的な情報提供・共有

- ・ 初動期に引き続き、同様の対応とする。

3-2 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

- ・ 初動期に引き続き、同様の対応とする。

3-3 双方向コミュニケーションの実施

- ・ 町は、感染症対策を円滑に進めていく上で、関係者の理解や協力を得ることが重要であることから、一方向の情報提供だけでなく、相談窓口等に寄せられた意見等の把握を通じて、情報の受取手である住民の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努める。
(健康福祉課)

- ・ 町は、県からの依頼に応じ、初動期に設置した相談窓口等を継続し、国から提供されるQ&A等を活用し、住民等からの相談対応や適切な情報提供を行う。
(健康福祉課)

3 まん延防止

(1) 準備期

[方向性]

新型インフルエンザ等の発生時にまん延防止対策を講じ、感染拡大のスピードやピークを抑制することで、医療提供の継続的な対応を可能とし、住民の生命と健康を保護する。そのため、平時から対策を適切かつ迅速に決定できるよう、必要な指標やデータ等の収集に努める。

また、住民や事業者に対し、有事においてまん延防止対策への協力が得られるよう、平時からその意義や重要性について理解促進に取り組む。

1-1 対策の実施に係る指標等の収集

- ・ 県は、有事において感染症のまん延防止対策を機動的に実施し、又は柔軟に対策を切り替えていくため、対策の実施等に当たり参考とするべき指標やデータ等の内容等を整理するとしている。

町は、有事の際に円滑に対策が取れるよう、県の協力を得て、可能な限り平時から指標やデータ等の収集に努める。
(健康福祉課)

1-2 平時における対策強化に向けた理解促進・準備

- ・ 町は、平時から、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。

また、自らの感染が疑われる場合は、相談センターに連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。
(健康福祉課)

1-3 避難所におけるまん延防止対策

- ・ 町は、感染症危機下で自然災害が発生した場合を想定し、避難所の運営に必要な場所や資機材を確保するとともに、有事における体制や対応を確認する。

(総務課、健康福祉課)

(2) 初動期

[方向性]

新型インフルエンザ等の発生時に、まん延防止対策を適切かつ迅速に講じられるよう、対策決定の判断に要する情報を収集する等、準備を進める。

また、状況によっては、国の対応を待たずして、県独自の非常事態宣言が発出されることがあるため、町は県の方針を踏まえ、町内でのまん延防止や拡大時に迅速に対応できるよう、準備等を行う。

2-1 町内でのまん延防止対策の準備

- ・ 町は、県の協力を得て、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像等に関する情報等の分析や国のリスク評価に基づき、有効なまん延防止対策に資する情報を収集する。（健康福祉課、関係課）
- ・ 町は、国の要請を受け、県内及び町内におけるまん延に備え、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。（総務課、全課）
- ・ 町は、新型インフルエンザ等の感染拡大を防止するため必要があると認めるときは、国や県の対応を待たずに、感染症の特徴に応じた住民・事業者への行動変容の呼び掛け、イベントの開催制限や町有施設の使用制限等、状況に応じて柔軟・迅速に対応する。（関係課）

2-2 避難所におけるまん延防止

- ・ 町は、感染症危機下で地震等の自然災害が発生した場合には、国や県と連携し、発生地域における状況を適切に把握するとともに、患者情報の提供など県の支援を受けて、避難所の運営をする。（総務課、関係課）

(3) 対応期

[方向性]

特措法に基づく「まん延防止等重点措置」や「緊急事態措置」による外出自粛や休業要請等の強度の高い措置を講じることも含め、医療ひっ迫を回避し、住民の生命と健康を保護するとともに、住民の生活・社会経済活動への影響を最小化するための対策を講じる。

また、対策の効果や影響を勘案しながら、感染動向、医療提供体制、ワクチン接種等、状況の変化に応じて、柔軟かつ機動的に対策の切替えを行う。

3-1 まん延防止対策の実施（患者や濃厚接種者以外の住民への対応）

- ・ 住民等に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取組みを勧奨する。（健康福祉課、関係課）

3-2 独自のまん延防止対策の実施

- ・ 町は、町が管理する集団感染の発生施設や不特定多数の者が集まる等の感染リスクが高まる場所等について、基本的な感染対策の徹底や人数制限等、安全性を確保するための対策を行う。（関係課）

3-3 避難所におけるまん延防止

- ・ 町は、感染症危機下で地震等の自然災害が発生した場合には、初動期に引き続き、国や県と連携し、災害の発生状況を適切に把握するとともに、患者情報の提供など県の支援を受けて、避難所を運営する。（総務課、関係課）

4 予防接種

予防接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、国民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲に収めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

そのため、町は、国や県の方針に基づき、医療機関や関係団体等とともに、平時から接種の具体的な体制や実施方法について準備する等、迅速に接種を進めるための体制を整備しておく必要がある。接種に当たっては、国が示すガイドラインや事前の計画等に基づいて、実際の供給量や医療従事者等の体制等を踏まえた柔軟な運用を行う。

(1) 準備期

[方向性]

新型インフルエンザ等の発生に備え、国、県、他市町村、医療機関、医療関係団体、卸売販売業者団体等と連携し、ワクチンの円滑な流通と接種を実現するため、必要な体制の確保に向けた準備を進める。

また、平時から予防接種の意義や制度の仕組みのほか、科学的根拠に基づく安全性・有効性に関する情報を発信し、ワクチンに対する住民の正しい理解を促進する。

1-1 ワクチン供給体制

- 町は、ワクチンの供給に当たっては、管内のワクチン配送事業者のシステムへの事前の登録が必要になる可能性があるため、随時事業者の把握を行う。

また、医療機関単位のワクチン分配量を決定する必要もあることから、県や医療機関、関係団体等と密に連携し、ワクチンの供給量が限定された状況に備え、ワクチンの供給量に応じた医療機関ごとの分配量を想定しておく。

(保健センター)

1-2 接種に必要な資材の準備

- 町は、平時から予防接種に必要となる資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備する。(保健センター)

【予防接種に必要となる可能性がある資材】

| 【準備品】 | 【医師・看護師用物品】 |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 消毒用アルコール綿 <input type="checkbox"/> トレイ <input type="checkbox"/> 体温計 <input type="checkbox"/> 医療廃棄物容器、針捨て容器 <input type="checkbox"/> 手指消毒剤 <input type="checkbox"/> 救急用品 ・ 血圧計等 ・ 静脈路確保用品 ・ 輸液セット ・ 生理食塩水 ・ アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液 | <input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> 使い捨て手袋（S・M・L） <input type="checkbox"/> 使い捨て舌圧子 <input type="checkbox"/> 膿盆 <input type="checkbox"/> 聴診器 <input type="checkbox"/> ペンライト |
| | 【文房具類】 <input type="checkbox"/> ボールペン（赤・黒） <input type="checkbox"/> 日付印 <input type="checkbox"/> スタンプ台 <input type="checkbox"/> はさみ |
| | 【会場設営物品】 <input type="checkbox"/> 机 <input type="checkbox"/> 椅子 <input type="checkbox"/> スクリーン <input type="checkbox"/> 延長コード <input type="checkbox"/> 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 <input type="checkbox"/> ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 <input type="checkbox"/> 耐冷手袋等 |

1-3 特定接種の体制整備

- ・ 特定接種とは、特措法第28条に基づき、新型インフルエンザ等が発生した場合に、医療の提供又は国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者や、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員に対して行う接種をいう。

この特定接種は、基本的には住民接種よりも先に開始されるものであり、特定接種の対象となり得る者に関する基準を決定するにあたっては、住民等の十分な理解が得られるように、特措法上高い公益性及び公共性が認められるものでなければならない。

国は、この基本的考え方を踏まえ、対象となる登録事業者及び公務員の詳細について定めておくこととしている。

以上を踏まえ、町は、県と連携し、迅速な特定接種を実現するために必要な準備を行う。（保健センター）

① 登録事業者

- ・ 国は特定接種の実施に関して、特定接種に係る接種体制、事業継続に係る要件や登録手続等を示す登録実施要領に基づき、医療の提供又は国民生活・国民の経済の安定に寄与する業務を行う事業者の登録を行うため、町は必要に応じて、事業者の登録に協力する。

② 地方公務員

- ・ 登録事業者のうち特定接種の対象となり得る者への特定接種は、国が実施主体となる一方、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員への特定接種は、県及び市町村が実施主体となることから、原則として集団的な接種により接種を実施することを想定し、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図る。

1-4 住民接種の体制整備

- ・ 国は、新型インフルエンザ等が住民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、住民生活及び経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときは、基本的対処方針を変更することで、予防接種法第6条第3項の規定により臨時に行う予防接種として、対象者及び期間を定めることとしている（特措法第27条の2第1項）。

住民に接種する際の接種順位については、我が国の将来を守ること、新型インフルエンザ等による重症化や死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方があることから、事前に住民接種の接種順位に関する基本的な考え方を整理することとしている。

また、住民接種の実施主体は、市町村又は県とされているが、全県民を対象とする住民接種を実施する場合には、市町村において接種体制を構築の上、住民の接種を実施することとなる。県は、管内の市町村の状況を踏まえ、必要に応じて、大規模接種会場の設置等、補充的に接種機会を設けるという役割分担が基本となる。

以上を踏まえ、町は、平時から以下①から③のとおり迅速な住民接種を実現するための準備を行う。
(保健センター)

- ① 町は、県及び国等の協力を得ながら、町内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る（予防接種法第6条第3項）。
- ② 町は、速やかに接種できるよう、国が示す接種体制の具体的なモデルや技術的な支援を活用しつつ、医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種の優先順位、接種に携わる医療従事者等の体制、接種の場所、接種の時期

の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。

- ③ 町は、円滑な接種の実施のため、県の協力を得ながらシステムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、居住地以外の地方公共団体における接種を可能にするよう取組みを進める。

1-5 衛生部局以外の分野との連携

- ・ 町の衛生部局（保健センター）は、予防接種施策の推進に当たり、医療関係者及び衛生部局以外の分野、具体的には労働部局、介護保険部局、障害保健福祉部局等との連携及び協力が重要であり、その強化に努める。

（保健センター、関係課）

- ・ 児童生徒に対する予防接種施策の推進にあたっては、学校保健との連携が不可欠であり、町の衛生部局は、教育委員会や学校に対し、必要に応じて学校保健安全法第11条に規定する就学時の健康診断、同法第13条第1項に規定する児童生徒等の健康診断の機会を利用した予防接種に関する情報の周知を依頼する等、予防接種施策の推進に資する取組みに努める。

（保健センター、教育課、関係課）

1-6 訓練の実施

- ・ 町は、医師会等の関係者と連携し、特定接種及び住民接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を行うよう努める。

（保健センター）

1-7 ワクチンに対する理解促進

- ・ 町は、県と連携し、予防接種の意義や制度の仕組み等についての啓発を行うとともに、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や有効性及び安全性、供給体制・接種体制、接種対象者、接種順位の在り方、接種後の副反応や健康被害等の情報についてホームページ等を通じて情報提供・共有を行い、住民等の正しい理解を促す。

（保健センター）

1-8 DXの推進（国のシステム基盤との連携）

- ・ 町は、町が活用する予防接種関係のシステム（健康管理システム等）が、国が整備するシステム基盤と連携することで、予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、国が示す当該システムに関する標準仕様書に沿って、当該システムの整備を進める。また、予防接種事務や記録等の共有を迅速かつ正確に行うことができるよう、平時からの体制を構築する。

（保健センター、総務課）

(2) 初動期

[方向性]

国からワクチンの供給量や接種の実施方法、必要な予算措置等の情報を早期に収集するとともに、準備期の計画に基づき、県、他市町村、医療機関、関係団体等と連携し、円滑な接種体制の構築に向け、必要な準備を進める。

具体的には、接種に要する人員、会場、資機材等を確保するとともに、医師や看護師、薬剤師等の医療従事者に対し、必要な協力の要請を検討する。

2-1 国からの情報収集

- ・ 町は、県による支援を受け、国からのワクチンの供給量、接種の実施方法、必要な予算措置等の情報を早期に収集し、関係団体等と共有する。
(保健センター)

2-2 接種体制の構築

- ・ 町は、特定接種又は住民接種の実施を見据え、準備期の計画に基づき、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を進める。
(保健センター)

2-3 接種に携わる医療従事者の確保

- ・ 町は、予防接種を行うため必要があるとなったときは、県と連携し、接種に携わる医療従事者の確保のため、地域医師会や町内医療機関等に対して必要な協力の要請を行う。
(保健センター)

2-4 住民接種

- ① 町は、目標となる接種ペースに応じた接種を速やかに開始できるよう、住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、接種記録等を管理するシステム基盤等を通じて接種予定数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討するとともに、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始する。
(保健センター)
- ② 接種の準備に当たっては、予防接種業務所管部署の平時の体制で想定している業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、組織・人事管理などを担う部署も関与した上で、全庁的な実施体制の確保を行う。
(保健センター、総務課)
- ③ 予防接種を実施するために必要な業務を洗い出し、各業務の担当部門を決定した上で、それぞれの業務について、必要な人員数の想定、業務内容に係る

事前の説明の実施、人員リストの作成、業務継続が可能なシフトの作成などを行い、業務の優先順位及び内容に応じて必要な人員の確保及び配置を行う。

(保健センター、総務課)

- ④ 接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、町は地域医師会等の協力を得て、その確保を図る。
(保健センター)
- ⑤ 町は、医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場の運営方法を検討することとし、医療従事者以外の運営要員の確保を進める。なお、臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場において、ワクチンの配送や予約管理、マイナンバーカードを活用した接種対象者の本人確認等の予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、当該接種会場をシステム基盤に登録するほか、必要な設備の整備等の手配を行う。また、医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、医療法に基づく診療所開設の許可・届出が必要である。
(保健センター)

2-5 住民からの相談対応の準備

- ・ 国や県の準備状況を確認しつつ、必要に応じて、住民からの相談に対応するための体制について検討する。
(保健センター)

(3) 対応期

[方向性]

県や関係機関等と協議の上、ワクチンの接種方針を決定し、この方針の下、初動期に確保した接種体制により、ワクチンの接種を実施する。この際、実際の供給量や医療従事者等の確保状況等を踏まえ、関係者間で随時、接種方針の見直しを行い、柔軟な運用が可能な体制を維持する。

また、ワクチンの有効性や安全性に加え、副反応や健康被害等の情報を住民に分かりやすく伝えるとともに、副反応等への相談・診療体制の確保、健康被害に対する速やかな救済に向けた支援を行う。

3-1 接種体制の確保

- ・ 町は、国及び県のワクチン供給方針、接種の優先順位等の方針に合わせ、初動期に整備した接種体制に基づき接種を進める。流行株が変異し、追加接種の必要がある場合は、混乱なく円滑に接種を実施できるよう医療機関等と連携して、接種体制の継続的な整備に努める。
(保健センター)

3-2 地方公務員に対する特定接種の実施

- ・ 町は、国及び県と連携し、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる、地方公務員の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。(保健センター)

3-3 住民接種の実施

1) 予防接種体制の確保

- ・ 町は、新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、全ての住民が速やかに接種を受けられるよう、準備期及び初動期に整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制を確保する。(保健センター)

2) 接種に関する情報提供・共有

- ・ 町は、接種体制が確保でき次第、予約受付体制を構築し、接種を開始する。また、国からの要請を受けて、国に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。(保健センター)

3) 接種体制の拡充

- ・ 町は、感染状況を踏まえ、必要に応じて保健センター等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。その場合において、接種に携わる医療従事者等の確保が必要となるため、県の協力を得て、医療機関や医師会等の協力を要請する。

また、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、町の介護保険部局等や医師会等の関係機関と連携し、接種体制を確保する。(保健センター、健康福祉課)

4) 住民からの相談への対応

- ・ 町は、実施主体として、住民からの基本的な相談に応じる。(保健センター)

5) 接種記録の管理

- ・ 町は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に国が整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。(保健センター)

3-4 情報提供・共有

- ・ 町は、自らが実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国及び県が情報提供・共有する予防

接種に係る情報について住民への周知・共有を行う。 (保健センター)

3-5 健康被害・副反応への対応

- ・ 町は、国から提供される「ワクチンの副反応疑い報告医師又は医療機関が独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）に行う副反応疑い報告」により、管内の実態を把握する。 (保健センター)

- ・ 町は、接種後の副反応や健康被害に関する問い合わせに対応する。 (保健センター)

- ・ 町は、予防接種の実施により健康被害が生じたと思われる者に対して、速やかに救済を受けられるように、県の協力を得て、制度の周知を行う。
また、健康被害が発生したと思われる場合は、被接種者からの申請を受けて予防接種健康被害調査委員会を開催し、調査する。その際、健康被害に関する手続き等が円滑に進むよう、県の支援を受けて、予防接種健康被害調査委員会の運営を円滑に行う。 (保健センター)

5 保健

(1) 準備期

[方向性]

感染症有事において、保健所は、相談対応、検査・サーベイランス、積極的疫学調査、入院勧告・措置、入院調整、患者移送、自宅・宿泊療養の調整、健康観察・生活支援等を実施し、地域における感染症対策の中核的な役割を担う。

町は、県等が実施する感染症危機発生時に備えた研修や訓練への参加、業務量の想定、感染症危機管理に必要な機器及び機材の整備、物品の備蓄等の準備を行うことにより、有事に保健所がこの役割を着実に果たすことができるようにする。

1-1 多様な主体との連携体制の構築

- ・ 町は、新型インフルエンザ等の発生に備え、県、管内の市町、関係団体、関係機関等との意見交換や必要な調整等を通じ、連携を強化する。(健康福祉課)

1-2 健康観察及び生活支援の準備

- ・ 町は、保健所等の業務量増大に伴い、県が有事において実施する健康観察や生活支援に協力を求められた場合に備え、県に速やかに協力するための体制を準備する。(健康福祉課、総務課)

(2) 初動期

[方向性]

感染症発生初期は、住民等が不安を感じ始める時期であり、初動期から迅速に準備を進めることが重要である。

そこで、町は、地域の理解や協力を得られるよう、住民からの問い合わせ、相談等に速やかに対応するとともに、住民への正確な情報提供・共有を行い、住民の不安解消に努める。

2-1 住民への情報提供及び相談対応

- ・ 町は、必要に応じて県が設置する相談センターの周知活動や、国及び県等による住民への情報提供について協力を行うとともに、住民の不安解消を図るため、相談窓口を設置し対応に当たる。(健康福祉課)

(3) 対応期

[方向性]

新型インフルエンザ等の発生時には、予防計画及び健康危機対処計画や準備期に整理した行政、医療機関等の関係機関、専門職能団体との役割分担・連携体制に基づき、それぞれが求められる業務に必要な体制を確保し、地域において保健所が中心となり、感染症対応業務を着実に遂行することとなっている。

住民の生命及び健康を保護するため、町は県の要請に従い、健康観察や生活支援等必要な業務に協力する。

3-1 健康観察及び生活支援

- ・ 町は、県が実施する健康観察に協力する。(健康福祉課)
- ・ 町は、必要に応じ、県と協力して、県から当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、県が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に協力する。(健康福祉課、関係課)

3-2 相談への対応

- ・ 相談対応は、県が設置する相談センターが中心となるが、住民から町に対しても相談があると予想されるため、的確な対応をとる必要がある。そのため、県や関係機関と情報を共有し、正確な情報収集に努め、住民への相談対応を進める。(健康福祉課)

3-3 県の業務への応援

- ・ 県は、流行期においては、感染症有事体制へ切り替えるため、有事における業務遂行に必要な人員を確保するとしている。
必要に応じて、県から町に対して応援派遣要請があった場合は、町は状況に応じて必要な協力を行う。(総務課、健康福祉課)

3-4 特措法によらない基本的な感染症対策への移行

- ・ 県は、国からの要請も踏まえて、地域の実情に応じ、保健所等における有事の体制等の段階的な縮小についての検討を行い、実施するとしている。
保健所等での対応も縮小してくることから、町は住民に対し、丁寧に情報提供・共有を行う。(総務課、健康福祉課)

6 物資

(1) 準備期及び初動期

[方向性]

感染症対策物資等は、有事に、検疫、医療、検査等を円滑に実施するために欠かせないものである。

そのため、町は、必要な物資の備蓄が進むよう、備蓄状況を確認しながら準備を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等が確保できるようにする。

また、医療機関や福祉施設に対しても、可能な限り必要な物資の備蓄の呼び掛けを行う。

1-1 町における物資等の備蓄

- 町は、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する（特措法第10条）。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。

（総務課、健康福祉課）

1-2 医療機関及び福祉施設における物資等の備蓄

- 町は、医療機関や福祉施設における感染症対策物資等の備蓄に関して、県に協力し、呼び掛けを行う。また、必要に応じて県や国と連携し、備蓄に関する支援を行う。（健康福祉課）

(2) 対応期

[方向性]

感染症対策物資等の不足により、検疫、医療、検査等の実施が滞り、住民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。

そのため、国や県、他市町村及び指定（地方）公共機関等との連携のもと、備蓄する物資を相互に融通する等、不足物資の供給の適切化を図る。

2-1 物資等の備蓄状況等の確認

- 町は、県と連携し、新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況を随時確認する。（健康福祉課）

2-2 物資等の供給に関する相互協力

- ・ 町は、新型インフルエンザ等緊急事態において、必要な物資及び資材が不足するときは、県と連携して近隣の地方公共団体や関係機関等が備蓄する物資及び資材を互いに融通する等、物資及び資材の供給に関し相互に協力するよう努める。
(健康福祉課)

7 住民生活及び社会経済活動の安定の確保

(1) 準備期

[方向性]

新型インフルエンザ等の発生時には、まん延防止に関する措置により住民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。

そのため、町は、自ら必要な準備を行いながら、住民や事業者等に対し、適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行うことを勧奨するとともに、住民生活及び社会経済活動の安定確保・影響の最小化のために必要となる支援について、その手続きや仕組みを構築する。その際、DXを推進し、正確に、また迅速かつ効率的に処理できる方法を検討しておく。

また、県と連携を図りながら、住民生活及び社会経済活動の安定を確保するための体制及び環境を整備する。

1-1 情報共有体制の整備

- 町は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関等との連携や内部部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。

(総務課、その他全課)

1-2 支援の実施に係る仕組みの整備

- 町は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みを速やかに整備する。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速かつ網羅的に情報が届くようにすることに留意する。

(総務課、その他全課)

1-3 物資及び資材の備蓄

- 町は、町行動計画に基づき、備蓄する感染症対策物資等に加え、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。

(総務課、健康福祉課)

- 町は、住民や事業者に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。

(総務課、健康福祉課、関係課)

1-4 生活支援を要する者への支援等の準備

- ・ 町は、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障がい者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続を決めておく。
(健康福祉課)

1-5 火葬能力等の把握、火葬体制の整備

- ・ 町は、県の火葬体制を踏まえ、町内における火葬の適切な実施ができるよう調整を行う。
(住民保険課)
- ・ 町は、国及び県と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。
(住民保険課、関係機関)

(2) 初動期

[方向性]

町は、新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策の準備等を行い、住民や事業者等に対し、感染対策や事業継続等の準備等と呼び掛ける。

また、新型インフルエンザ等が発生した場合には、県と連携を図りながら、経済、観光、教育等各方面の現状やニーズを考慮した上で、対策の方向性や支援内容を検討し、住民生活及び社会経済活動の安定の確保に向けた必要な準備を講じる。

2-1 事業継続に向けた準備等の要請

- ・ 町は、県と連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、事業者に対し、自らの業態を踏まえ、必要に応じて、感染拡大防止に必要な対策等の準備をするよう要請する。
(関係課)

2-2 生活関連物資等の安定供給

- ・ 町は、県が住民等に対し、生活関連物資等（食料品や生活必需品その他の住民生活との関連性が高い物資又は経済上重要な物資）の購入に当たり、消費者としての適切な行動と呼び掛けることに協力する。
また、県が事業者に対しても、生活関連物資の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみを生じさせないよう要請を行うことに協力する。(関係課)

2-3 遺体の火葬・安置

- ・ 町は、県を通じての国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。(住民保険課、関係課)

(3) 対応期

[方向性]

町は、準備期での対応を基に、住民生活及び社会経済活動の安定を確保するための取組みを実行に移す。

また、新型インフルエンザ等のまん延防止に関する措置により生じた影響を緩和し、住民生活及び社会経済活動の安定を確保するため、住民及び事業者に対し、必要な支援を行う。その際、県と連携を図りながら、経済、観光、教育等の各方面の現状やニーズを考慮した上で、対策の方向性や支援内容を検討する。

3-1 住民生活の安定の確保を対象とした対応

1) 心身への影響に関する施策

- ・ 町は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。（健康福祉課、教育課、子ども家庭課）

2) 生活支援を要する者への支援

- ・ 町は、高齢者、障がい者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。
(健康福祉課)

3) 教育及び学びの継続に関する支援

- ・ 町は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組み等の必要な支援を行う。(教育課)

4) 生活関連物資等の価格の安定等

- ・ 町は、住民生活及び経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、県と連携し、必要に応じ、関

係機関等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。(関係課)

- ・ 町は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、県と連携し、住民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、住民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。(関係課)
- ・ 町は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、県と連携し、それぞれの行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。(関係課)
- ・ 町は、新型インフルエンザ等緊急事態において、住民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は地域経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、県と連携し、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律(昭和48年法律第48号)、国民生活安定緊急措置法(昭和48年法律第121号)、物価統制令(昭和21年勅令第118号)その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる(特措法第59条)。(関係課)

5) 埋葬・火葬の特例等

- ・ 町は、必要に応じて、可能な限り火葬炉を稼働させるよう努める。(住民保険課、関係機関)
- ・ 町は、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、必要に応じて、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保するよう努める。(住民保険課、関係機関)

3-2 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

1) 事業者に対する支援

- ・ 町は、国や県の方針と整合性を図りつつ、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延防止に関する措置による事業者の経営及び住民生活への影響を緩和し、住民生活及び社会経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる(特措法第63条の2第1項)。
なお、当該措置を講ずる場合においては、DXの活用や添付書類の削減等、事業者の利便性の向上及び迅速な対応に努める。(関係課)

2) 住民生活及び社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

- ・ 町は、新型インフルエンザ等緊急事態において、町行動計画に基づき、必要な措置を講ずる。

① 安定した上下水道等の供給

水を安定的かつ適切に供給するための必要な措置

② ごみ収集・処理

まん延時も一般廃棄物の収集・運搬・処理が適正にできるための必要な措置
(上下水道課、産業環境課)

3-3 各種支援や措置の周知・広報

- ・ 町は、県が各種支援や措置に関する情報について、様々な媒体や機会を活用し、住民に向けて周知を行うことに協力する。(関係課)

用語集

あ行

医療関係団体

医師会、病院協会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会等、医療職種の団体を想定。

医療措置協定

感染症法第36 条の3 第1 項に規定する都道府県と当該都道府県知事が管轄する区域内にある医療機関との間で締結される協定。

インフォデミック

信頼性の高い情報とそうではない情報が入り混じって不安や恐怖と共に急激に拡散され、社会に混乱をもたらす状況。

か行

患者

新型インフルエンザ等感染症の患者（新型インフルエンザ等感染症の疑似症患者であって当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のあるもの及び無症状病原体保有者を含む。）、指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者。

患者等

患者及び同居あるいは長時間接触があった者等、感染したおそれのある者。

感染症危機

国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康並びに国民生活及び国民経済に重大な影響が及ぶ事態。

感染症対策物資等

感染症法第53 条の16 第1 項に規定する医薬品（薬機法第2 条第1 項に規定する医薬品）、医療機器（同条第4 項に規定する医療機器）、個人防護具（着用することによって病原体等にばく露することを防止するための個人用の道具）、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資及び資材。

疑似症

発熱、呼吸器症状、発しん、消化器症状又は神経症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断したもの。

季節性インフルエンザ

インフルエンザウイルスのうち抗原性が小さく変化しながら毎年国内で冬季を中心に流行を引き起こすA型又はA型のような毎年の抗原変異が起らないB型により引き起こされる呼吸器症状を主とした感染症。

基本的対処方針

特措法第18条の規定に基づき、国が新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針を定めたもの。

協定締結医療機関

感染症法第36条の3第1項に規定する医療措置協定を締結する医療機関。「病床確保」、「発熱外来」、「自宅療養者等への医療の提供」、「後方支援」、「医療人材の派遣」のいずれか1つ以上の医療措置を実施する。

業務継続計画（BCP）

不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画。

緊急事態宣言

特措法第32条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を公示すること。

緊急事態措置

特措法第2条第4号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共

機関が特措法の規定により実施する措置。例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。

健康観察

感染症法第44 条の3 第1 項又は第2 項の規定に基づき、都道府県知事又は保健所設置市等の長が、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めること。

健康危機対処計画

地域保健対策の推進に関する基本的な指針（平成6 年厚生省告示第374 号。地域保健法第4 条の規定に基づき、厚生労働大臣が地域保健対策の円滑な実施及び総合的な推進を図るために定める指針。）に基づき、平時から健康危機に備えた準備を計画的に進めるため、保健所及び地方衛生研究所等が策定する計画。

策定に当たっては、都道府県単位の広域的な健康危機管理の対応について定めた手引書や保健所設置市及び特別区における区域全体に係る健康危機管理の対応について定めた手引書、感染症法に基づく予防計画、特措法に基づく都道府県行動計画及び市町村行動計画等を踏まえることとされている。

健康被害救済制度

予防接種の副反応による健康被害は極めて稀であるが、予防接種法に基づく予防接種によって健康被害が生じ、予防接種との因果関係があると厚生労働大臣が認定したときに、救済（医療費・障がい年金等の給付）を受けられる制度。

検査等措置協定

感染症法第36 条の6 第1 項に規定する新型インフルエンザ等に係る検査を提供する体制の確保や宿泊施設の確保等を迅速かつ適確に講ずるため、病原体等の検査を行っている機関や宿泊施設等と締結する協定。

国立健康危機管理研究機構^{ジース}（JIHS）

国立健康危機管理研究機構法に基づき、統括庁や厚生労働省に質の高い科学的知見を提供する新たな専門家組織として、2025 年4 月に設立される国立健康危機管理研究機構。国立感染症研究所と国立研究開発法人国立国際医療研究センターを統合し、感染症等の情報分析・研究・危機対応、人材育成、国際協力、医療提供等を一体的・包括的に行う。

個人防護具

マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具。

さ行

サーベイランス

感染症サーベイランスは、感染症の発生状況（患者及び病原体）のレベルやトレンドを把握することを指す。

自宅療養者等

自宅、宿泊施設、福祉施設等における療養者。

指定（地方）公共機関

特措法第2条第7号に規定する指定公共機関及び同条第8号に規定する指定地方公共機関。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療、金融、通信等に関連する事業者が指定されている。

住民接種

特措法第27条の2の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第6条第3項の規定に基づき実施する予防接種のこと。

新型インフルエンザ等

感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症（感染症法第14条の報告に係るものに限る。）及び同条第9項に規定する新感染症（全国性的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）をいう。

行動計画においては、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症について、その発生の情報を探知した段階より、本用語を用いる。

新型インフルエンザ等緊急事態

特措法第32条に規定する新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又は及ぼ

すおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態。

新興感染症

かつて知られていなかった、新しく認識された感染症で、局部的あるいは国際的に、公衆衛生上問題となる感染症。

積極的疫学調査

感染症法第15条の規定に基づき、患者、疑似症患者、無症状病原体保有者等に対し、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするために行う調査。

相談センター

新型インフルエンザ等の発生国・地域からの帰国者等又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等がある方からの相談に応じるための電話窓口。

双方向のコミュニケーション

地方公共団体、医療機関、事業者等を含む国民等が適切に判断・行動することができるよう、一方向の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション。

た行

登録事業者

特措法第28条に規定する医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの。

特定新型インフルエンザ等対策

特措法第2条第2号の2に規定する特定新型インフルエンザ等対策のこと。地方公共団体が特措法及び感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるものとして新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第1条に規定するもの。

特定接種

特措法第28条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと。

独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）

独立行政法人医薬品医療機器総合機構（Pharmaceuticals and Medical Devices Agency の略）。国民保健の向上に貢献することを目的として、2004年4月1日に設立された。医薬品の副作用や生物由来製品を介した感染等による健康被害に対して、迅速な救済を図り（健康被害救済）、医薬品や医療機器等の品質、有効性及び安全性について、治験前から承認までを一貫した体制で指導・審査し（承認審査）、市販後における安全性に関する情報の収集、分析、提供を行う（安全対策）。

な行

濃厚接触者

感染した人と近距離で接触したり、長時間接触したりして新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者。

は行

パルスオキシメーター

皮膚を通した光の吸収値で酸素飽和度を測定する医療機器。

フレイル

身体性脆弱性のみならず精神・心理的脆弱性や社会的脆弱性等の多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。

保健医療計画

医療法第30条の4第1項の規定に基づき都道府県が定める医療提供体制の確保を図るための計画。

ま行

まん延防止等重点措置

特措法第2条第3号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。第31条の8第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する都道府県が講ずる措置。例えば、措置を講ずる必要があると認める業態

に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。

や行

薬剤耐性（AMR）

不適切な抗微生物剤（抗菌薬（抗生物質及び合成抗菌剤を含む）等）の使用により、抗微生物剤が効かなくなる、あるいは効きにくくなること。

AMR はAntimicrobial Resistance の略。

有事

新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症の発生の情報を探知した段階から特措法第21 条に規定する政府対策本部の廃止までをいう。

予防計画

感染症法第10 条に規定する都道府県及び保健所設置市等が定める感染症の予防のための施策の実施に関する計画。

ら行

リスクコミュニケーション

個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）のため、多様な関係者の相互作用等を重視した概念。

リスク評価

情報収集・分析を通じ、リスクの程度を評価し、その分析の提供を行う体系的なプロセスをさす。

感染症のリスク評価は、感染症が公衆衛生に影響を及ぼす可能性とその影響の程度を評価し、効果的な対策の意思決定に活用することを目的とする。

臨床像

潜伏期間、感染経路、感染性のある期間、症状、合併症等の総称。

連携協議会

感染症法第10 条の2に規定する主に都道府県と保健所設置市・特別区の連携強化を目的に、管内の保健所設置市や特別区、感染症指定医療機関、消防機関その他関係機関を構成員として、都道府県が設置する組織。

わ行

ワンヘルス・アプローチ

人間及び動物の健康並びに環境に関する分野横断的な課題に対し、関係者が連携してその解決に向けて取り組むこと。

A-Z

EBPM（エビデンス・ベースド・ポリシー・メイキング）

エビデンスに基づく政策立案（Evidence-Based Policy Making の略）。

①政策目的を明確化させ、②その目的達成のため本当に効果が上がる政策手段は何か等、政策手段と目的の論理的なつながり（ロジック）を明確にし、③このつながりの裏付けとなるようなデータ等のエビデンス（根拠）を可能な限り求め、「政策の基本的な枠組み」を明確にする取組。

PDCA

Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）という一連のプロセスを繰り返し行うことで、業務の改善や効率化を図る手法の一つ。

神戸町新型インフルエンザ等対策行動計画

令和8年3月発行

発行：神戸町

編集：神戸町民生部健康福祉課（保健センター）

〒503-2392 岐阜県安八郡神戸町大字神戸1111番地

電話番号：0584-27-3111（神戸町役場代表）

0584-27-7555（神戸町保健センター）